

人 事 委 員 会 年 報

令 和 5 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1	人事委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の会議	1
2	事務局	6
(1)	職員定数および現員	6
(2)	組織	7
(3)	事務分掌	7
(4)	令和5年度予算	8
3	人事委員会規則等の制定・改廃	9
(1)	規則	9
(2)	告示	11
(3)	訓令	11
4	条例案に対する意見	12
5	諸会議等	13

第2 任用関係事務

1	競争試験	15
(1)	試験の日程	15
(2)	試験区分および採用予定人員	16
(3)	受験資格および試験方法	17
(4)	試験の実施状況	20
2	障害者を対象とした職員採用試験	24
(1)	試験の日程	24
(2)	受験資格および試験方法	24
(3)	試験の実施状況	24
3	採用選考	25
4	昇任選考	26

第3 給与関係事務

1	給与に関する報告、勧告等	27
(1)	職員給与等実態調査	27
(2)	職種別民間給与実態調査	36
(3)	大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	39
(4)	職員の給与等に関する報告および勧告	40
2	給与改定の概要	49
(1)	改定の内容	49
(2)	実施時期	49

3	給与に関する承認	49
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	50
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	51
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	52
2	不利益処分に関する審査請求	52
3	職員からの苦情相談	52
4	職員団体の登録	53
5	管理職員等の範囲の指定	54
	(1) 本 庁	54
	(2) 出先機関	55
6	公平審査事務の受託	56
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	57
2	職権行使の状況	58
	(1) 事業所調査	58
	(2) 時間外・休日労働に関する協定(36協定)の実態調査	58
	(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	58

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	任期	摘要
委員長	池田美幸	(一期目) 令元.12.26 ～ 令5.12.25 (二期目) 令5.12.26 ～ 令9.12.25	(元) 滋賀県理事 (女性活躍担当) 令5.1.26 委員長就任
委員 (委員長職務代理者)	尾賀康裕	(一期目) 令4.4.1 ～ 令4.8.3 (二期目) 令4.8.4 ～ 令8.8.3	(現) (株) 尾賀亀取締役会長 (現) 滋賀経済同友会特別幹事 令5.1.26 委員長職務代理者就任
委員	曾根寛	(一期目) 平30.12.22 ～ 令3.7.28 (二期目) 令3.7.29 ～ 令7.7.28	(現) 弁護士

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
令和5年 4月24日	<p>< 審議事項 ></p> <p>1 令和5年度滋賀県職員採用試験実施計画案等について</p> <p>(1) 令和5年度滋賀県職員採用試験実施計画案</p> <p>(2) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験 (大学卒業程度) 公告案</p> <p>(3) 令和5年度滋賀県職員採用初級試験 (高校卒業程度) 公告案</p> <p>(4) 令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験 (高校卒業程度) 公告案</p> <p>(5) 「就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験に係る評定基準」の一部改正について</p> <p>2 「職員の採用選考の方法等に関する要綱」の一部改正について</p> <p>< 協議事項 ></p> <p>1 人事委員会事務局の組織目標について</p> <p>(1) 令和4年度組織目標の達成状況 (案)</p> <p>(2) 令和5年度組織目標 (案) について</p>

開催期日	議 題
(4月24日)	<p>2 令和5年度行事予定について</p> <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年職種別民間給与実態調査について 2 懲戒処分について 3 令和4年度各種採用試験実施結果について 4 令和4年度職員からの苦情相談処理報告について
5月24日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正案について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則 (2) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 2 令和5年度就職氷河期世代を対象とした職員採用試験公告案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上級試験の申込み状況について
6月13日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）—先行実施枠（総合土木）— <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について 2 上級試験の申込み状況について
6月21日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 審査請求に係る裁決について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上級試験の受験状況について 2 職員の懲戒処分について
6月22日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
7月11日	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会視察について
7月31日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A・女性A） <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A・女性A）

開催期日	議 題
8月14日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）公告案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院勧告・報告の内容について 2 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級）
9月12日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求の受理について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用試験の申込状況および実施状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用初級試験・滋賀県市町立小中学校事務採用試験の申込状況 (2) 就職氷河期を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について (3) 障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の申込状況 2 試験制度等の見直し方針について 3 懲戒処分について
9月21日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
9月27日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用試験の実施状況について
10月6日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月16日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月26日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (2) 令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 (3) 令和5年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用候補者名簿 2 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集）実施案 (2) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（社会福祉、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）公告案 (3) 令和5年度滋賀県職員採用上級試験（特別募集（社会福祉、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）評定基準案 3 令和5年度滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）公告案について

開催期日	議 題
(10月26日)	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (2) 令和4年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 (3) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象） (4) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（就職氷河期世代対象（総合土木）） 2 職員の懲戒処分について 3 令和6年度人事委員会事務局当初予算見積額の概要について
11月30日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について 2 令和5年度滋賀県警察官採用候補者名簿の確定について（男性Aー2、女性Aー2、男性B・女性B） <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員からの苦情相談への対応について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験の実施結果について 2 滋賀県職員採用試験上級試験（経験者採用）の実施状況について 3 採用候補者名簿の失効について（令和4年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性B・女性B、県外A）） 4 令和5年度職員からの苦情相談処理報告（令和5年11月30日時点）について 5 令和5年度近畿人事委員会協議会委員長・事務局会議の概要について
12月15日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求（令和4年（審）第1号事案）に係る再審請求について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「パートナーシップ宣言制度」の導入に関連した制度の取扱いについて 2 懲戒処分について
12月26日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長選挙等について（委員長選挙、委員長職務代理者指定） 2 人事委員会規則の一部改正案について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (2) 職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
令和6年 1月11日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）採用候補者名簿 2 「滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準」の一部改正について 3 措置要求について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験制度の見直しについて 2 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（経験者採用） 3 滋賀県職員採用上級試験（特別募集）および滋賀県任期付職員採用試験（一般事務）の実施状況について

開催期日	議 題
1月26日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正案について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (2) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度滋賀県警察官（B）採用共同試験候補者名簿 3 令和6年度滋賀県警察官採用試験の実施計画等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度滋賀県警察官採用計画 (2) 令和6年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (3) 令和6年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (4) 令和6年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案 (5) 令和6年度警察官採用試験日程等案 4 「滋賀県職員採用上級試験 先行実施枠（総合土木）に係る評定基準」の一部改正について 5 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））実施計画等について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））実施計画 (2) 令和6年度滋賀県職員採用上級試験（先行実施枠（総合土木））公告案 6 「職員の採用選考の方法等に関する要綱」の一部改正について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度滋賀県職員等採用試験実施計画について 2 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県警察官（B）採用共同試験候補者名簿
2月15日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について 2 人事委員会規則等の一部改正案について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 3 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（社会福祉・農業・林業・建築・電気（電気工学）・機械・総合土木）－ (2) 滋賀県任期付職員採用試験（一般事務） 4 職員の採用選考について 5 職員の昇任選考について 6 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について 7 滋賀県職員採用上級試験（行政（アピール試験型））に係る評定基準の一部改正について 8 滋賀県職員採用上級試験（経験者採用）に係る評定基準の一部改正について 9 任期を定めて採用する林業職、農業土木職および土木職の職員の選考の方法について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和4年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集（社会福祉・化学・林業・建設・電気（電気工学）・総合土木）－ (2) 令和4年度滋賀県任期付職員採用候補者名簿（一般事務） 2 職員の懲戒処分について
3月20日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 勤務延長の期限の延長について 4 人事委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議について 5 人事委員会規則等の制定案および一部改正案について <p>【規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (2) 職員等の在宅勤務等手当に関する規則 (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正

開催期日	議 題
(3月20日)	<p>する規則案</p> <p>(4) 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(5) 職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(6) 滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規定の一部を改正する規則</p> <p>(7) 職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(8) 職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(9) 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(10) 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(11) 職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(12) 職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(13) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(14) 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(15) 職員等の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(16) 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>(17) 滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>【告示】</p> <p>(1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正</p> <p>【訓令】</p> <p>(1) 滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正</p> <p>(2) 滋賀県人事委員会事務専決規程の一部改正</p> <p>6 事務局職員の人事について</p> <p><報告事項></p> <p>1 職員の定年等に関する規則第8条に規定する「人事委員会が別に定める職」について</p> <p>2 人事評価結果の給与反映の見直しについて</p>
3月27日	<p><審議事項></p> <p>1 措置要求について</p>

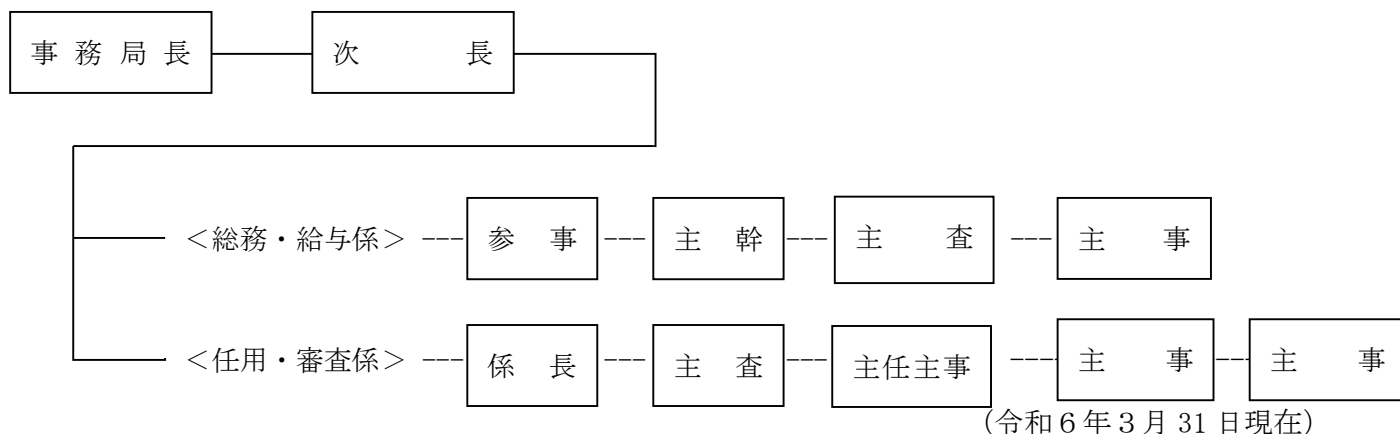
2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			会計年度任用職員
	事務局長	事務職員	合 計	
11人	1人	10人	11人	1人 (令5.5.1～10.31)

(令和6年3月31日現在)

(2) 組織



(3) 事務分掌

係名	分掌事務
総務・給与	1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職員の研修および人事評価制度に関する総合的企画に関する事。 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 4 職員に対する不利益処分についての審査および措置に関する事。 5 職員の苦情の処理に関する事。 6 職員団体の登録に関する事。 7 管理職員等の範囲に関する事。

(4) 令和5年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	-	6,660
	委員会運営費	14,915	△2,240	12,675
	計	21,575	△2,240	19,335
事務局費	職員費	86,387	7,571	93,958
	事務局運営費	447	353	800
	計	86,834	7,924	94,758
合	計	108,409	5,684	114,093

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費	計	21,575	△2,240	19,335
			報酬	6,660	-	6,660
			報償費	12	△12	0
			旅費	999	△182	817
			交際費	20	△10	10
			需用費	3,445	△421	3,024
			役務費	1,916	△128	1,788
			委託料	5,444	△1,290	4,154
			使用料及び賃借料	698	△197	501
		負担金補助及び交付金	2,381	0	2,381	
		事務局費	計	86,834	7,924	94,758
			報酬	918	51	969
			給料	39,847	3,560	43,407
			職員手当等	30,566	3,307	33,873
			共済費	14,984	644	15,628
			旅費	72	9	81
			需用費	437	353	790
役務費	10		0	10		

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
令5 13	令5. 5. 26	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために国家公務員に講じられていた措置が廃止されたことを踏まえ、職員が新型コロナウイルス感染症に対する防疫等の作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を廃止した。
14	令5. 5. 26	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために国家公務員に講じられていた措置が廃止されたことを踏まえ、警察職員が新型コロナウイルス感染症に対処する作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を廃止した。
15	令5. 12. 28	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による、給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表等について所要の改正を行った。
16	令5. 12. 28	職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による医療職給料表(1)の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当にかかる職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
17	令5. 12. 28	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、令和5年12月期の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
令6 1	令6. 1. 30	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和6年能登半島地震の被災者支援等のために派遣している職員が危険を伴う特殊の勤務に従事した場合に、特別災害応急対策等業務手当を支給する特殊勤務手当を創設した。
2	令6. 2. 2	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
3	令6. 2. 27	職員の定年等に関する規則の一部改正を改正する規則	地方公務員法の一部改正を踏まえ、警察本部におかえる名誉昇任により就くこととなる職について、滋賀県職員の定年等に関する条例第6条本文に規定する人事委員会で定める職として規定するため、同規則について所定の改正を行った。
4	令6. 4. 1	職員等の在宅勤務等手当に関する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による在宅勤務等手当の新設に伴い、必要な規定の整備を行った。
5	令6. 4. 1	滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
6	令6. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。

規則番号	公布年月日	規則名	概要
7	令6.4.1	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による在宅勤務等手当の新設に伴い、派遣職員の派遣期間中の給与について所要の改正を行った。 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
8	令6.4.1	職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
9	令6.4.1	職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。 組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
10	令6.4.1	滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第19項、第21項、第23項もしくは第24項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例付則第19項、第21項もしくは第22項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
11	令6.4.1	職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
12	令6.4.1	職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
13	令6.4.1	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
14	令6.4.1	職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による獣医師にかかる初任給調整手当の支給期間の拡大および手当額の上限の引き上げに伴い、必要な規定の整備を行った。
15	令6.4.1	職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による在宅勤務等手当の新設に伴い、通勤手当の支給額の調整について必要な規定の整備を行った。
16	令6.4.1	滋賀県職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、特種現場作業手当の支給対象機関について所要の改正を行った。
17	令6.4.1	職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正により会計年度任用職員に勤勉手当が支給できることになったこと等に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当等について必要な規定の整備を行った。 滋賀県職員等の給与等に関する条例および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、令和6年度以降の勤

規則番号	公布年月日	規則名	概要
			勉手当の成績率について所要の改正を行った。
18	令6.4.1	職員等の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正による項ずれに伴い、所要の改正を行った。
19	令6.4.1	滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、新たな職が設置されることから所要の改正を行った。
20	令6.4.1	滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則	管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、新たな職が設置されることから所要の改正を行った。

(2) 告示

告示番号	施行年月日	告示名	概要
令6.1	令6.4.1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正	日野子ども家庭相談センターが設置されることに伴い、入所者の生活介助等のための当直勤務を行う機関として、同センターを指定した。
令6.2	令6.4.1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編に伴い、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)および医療職給料表(3)の適用を受ける職員の勤務する機関について所要の改正を行った。

(3) 訓令

訓令番号	施行年月日	訓令名	概要
令6.1	令6.3.29	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の担当事務の変更に伴い、所要の改正を行った。
2	令6.3.29	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	令6.3.29	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	令6.3.29	滋賀県デジタル社会推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
5	令6.4.1	滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正	管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、新たな職が設置されることから所要の改正を行った。
6	令6.4.1	滋賀県人事委員会事務専決規程の一部改正	人事委員会事務局の総務事務を知事部局に集中化することに伴い、総務係長専決事項について所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
令5. 6. 22	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法および地方自治法の一部改正に伴い、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給に関し必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
令5. 11. 30	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うとともに、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給しようとするものであり、適当なものと認めます。
令6. 2. 15	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、新たに在宅勤務等手当を支給するため、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。 この条例案は、気象業務法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。 この条例案は、国立大学法人法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。

5 諸会議等

令和5年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
令和5.5.22 (書面開催)	第2回警察官採用共同試験事務担当者会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度警察官採用共同試験実施概要について 2 令和4年度警察官採用共同試験実施結果 3 令和4年度警察官採用共同試験経費支払状況について 	—
6.29	第131回全国人事委員会連合会総会	<p>[議事]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度決算について 2 令和5年度事業計画案および予算案について 3 第132回総会について 4 第67回公平審査事務研修会について 5 令和6・7年度専門部会の運営について <p>[報告]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4・5年度専門部会の中間報告について 2 第65回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第66回公平審査事務研修会について 4 令和5年度理事について 5 「園遊会」への招待者について 6 ブロック活動状況報告について <p>[講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院における人材確保の取組や今後の人事行政のあり方 	
7.5 (書面開催)	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	<p>【地区別会議】</p> <p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 令和5年度事業計画及び歳入歳出予算について 3 近畿人事委員会協議会会長の選出について 4 近畿人事委員会協議会会計監事の選出について 5 全人連役員選挙にかかる選考委員の選出について <p>【合同会議】</p> <p>[意見交換]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の有効期間及び取扱い等の状況について 2 教育職の再任用職員の給料月額について 3 苦情相談（人事相談）について 	
7.6 7.7	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	<p>[講演]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員行政の現状と課題 <p>[研究テーマ]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身の故障が疑われる職員に対する地公法28条1項3号を適用した分限免職処分について 2 不妊治療に関するハラスメントによる懲戒処分について 	北海道
8.8 (Web開催)	令和5年人事院勧告説明会（人事院）	報告・勧告等の概要	—
8.10 (Web開催)	令和5年人事院勧告説明会（全国人事委員会連合会）	報告・勧告等の概要	—
8.25 (Web開催)	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	<p>[議題]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 2 給与及び定員管理の諸問題について 3 人事院の勧告について 4 職員の生活設計の支援に関する厚生施策の一層の推進について 5 地方公務員の労働安全衛生について 6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援に 	—

年 月 日	会 議 名	主な議題等	開 催 地
		ついて 7 地方行革について 8 地域DX推進に向けたデジタル人材の確保・育成に係る支援策について 9 自治大学校の研修事業について 10 消防行政について	
9. 6 (Web開催)	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	[議題] 本年の勧告・報告に係る各府県市の検討状況について	—
11. 10	近畿人事委員会協議会委員長・事務局局長会議	[議題] 1 加盟人事委員会の分担金の減額について 2 申し合せ事項の改定について 3 令和6年度全人連理事の選出について 4 本年の人事委員会報告・勧告について	—
令6. 1. 30 (Web開催)	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	[研究議題] 1 不利益処分に係る審査請求における証人申請について 2 審査事案における裁決書の受領等について 3 人事委員会の見解を示すことを求める苦情相談について [情報交換] 1 裁決について	—
2. 2	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	[意見交換] 1 初任給の号給決定における民間企業等での在職期間の換算率等について 2 職種別民間給与実態調査における調査体制、調査方法等について 3 人事委員会事務局で新たに給与事務を担当することになった職員に対する研修やスキルアップの取組について 4 在宅勤務等により通勤回数が少ない職員の通勤手当の支給額 5 教育職の再任用職員の給料月額について	—
2. 21 (Web開催)	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	[研究議題] 1 特例業務により上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合の対応について 特例業務への対応、考え方について 2 行政指導後の是正報告の期間設定、内容確認など 3 新たな化学物質規制への対応 4 労基法・安衛法に係る諸手続の、任命権者への周知について 5 学校や警察署に対する実地調査について 6 労働基準法その他労働基準監督機関職権行使に関する研修の実施状況について	—
3. 25 (書面開催)	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	[情報交換] 1 社会人経験者等を対象とした採用試験について 2 国家公務員試験の早期実施を受けた職員採用試験日程の検討状況について 3 面接におけるパソコンの使用やペーパーレス化について	—

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、令和 5 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験 (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度) 先行実施	令 5. 2. 9	令 5. 3. 1～3. 27 (インターネット)	令 5. 4. 9	令 5. 6. 3	令 5. 6. 13
上級試験 (大学卒業程度)	令 5. 4. 28	令 5. 5. 8～5. 29 (インターネット)	令 5. 6. 4 6. 18 7. 1～7. 5	令 5. 7. 22、7. 27～ 31	令 5. 8. 14
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	令 5. 8. 22	令 5. 10. 3～11. 2 (インターネット)	令 5. 11. 19	令 5. 12. 16、12. 17	令 6. 1. 11
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 <small>(社会福祉・農業・林業・ 建築・電気(電気工学)・ 機械・総合土木)</small>	令 5. 11. 1	令 5. 11. 14～12. 14 (インターネット)	令 6. 1. 7	令 6. 1. 20、1. 21	令 6. 2. 13
初級試験 (高校卒業程度)	令 5. 4. 28	令 5. 8. 1～9. 1 (インターネット)	令 5. 9. 24	令 5. 10. 7、10. 8	令 5. 10. 26
第一回警察官 男性A・女性A	令 5. 3. 1	令 5. 3. 1～4. 20 (インターネット)	令 5. 5. 14	令 5. 6. 12～6. 16 7. 19～7. 21	令 5. 7. 31
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	令 5. 3. 1	令 5. 8. 1～8. 31 (インターネット)	令 5. 9. 17	令 5. 10. 10～13 11. 13、14	令 5. 11. 30
小・中学校 事務職員	令 5. 4. 28	令 5. 8. 1～9. 1 (インターネット)	令 5. 9. 24	令 5. 10. 7、10. 8 10. 15	令 5. 10. 26
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(一般事務)	令 5. 5. 26	令 5. 7. 7～8. 4 (インターネット)	令 5. 8. 27 9. 10	令 5. 10. 1	令 5. 10. 26
就職氷河期世代 を対象とした採用 試験(総合土木)	令 5. 5. 26	令 5. 7. 7～8. 4 (インターネット)	令 5. 9. 24	令 5. 10. 7	令 5. 10. 26
任期付職員 (一般事務)	令 5. 11. 1	令 5. 11. 14～12. 14 (インターネット)	令 6. 1. 7	令 6. 1. 21	令 6. 2. 15

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政(専門試験型)	60人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	3人程度	
	行政(アビール試験型)	15人程度		警察事務	2人程度	
	警察事務	5人程度		総合土木	1人程度	
	環境行政	1人程度	警察官	県内	第一回 男性 A	37人程度
	社会福祉	15人程度			第二回 女性 A	10人程度
	化学	3人程度		第二回	男性 A	5人程度
	農業	10人程度			女性 A	2人程度
	林業	5人程度		県外	男性 B	10人程度
	建築	5人程度			女性 B	4人程度
	電気(電気工学)	4人程度		B	1人程度	
	機械	1人程度		小・中学校事務職員	小・中学校事務職員A	12人程度
	総合土木	8人程度			小・中学校事務職員B	4人程度
	総合土木 (先行実施)	14人程度		就職氷河期世代を 対象とした採用試験	一般事務	10人程度
	行政	15人程度	総合土木		2人程度	
上級試験 (大学卒業程度) 経験者採用	総合土木	2人程度	任期付職員 (一般事務)	一般事務	11人程度	
	社会福祉	13人程度				
上級試験 (大学卒業程度) 特別募集 (社会福祉・農業・林業・ 建築・電気(電気工学)・ 機械・総合土木)	農業	2人程度				
	林業	5人程度				
	建築	2人程度				
	電気(電気工学)	2人程度				
	機械	1人程度				
	総合土木	6人程度				

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>○ 行政(アピール試験型)、総合土木(先行実施枠)および経験者採用以外</p> <p>ア 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ウ 「社会福祉」については次のいずれかの資格を有するまたは有する見込みの者</p> <p>(ア)社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者または令和6年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>(イ)社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有する者または令和6年3月31日までに同資格を有する見込みの者</p> <p>エ 「総合土木」については次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)もしくは高等専門学校を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>	<p><下記の区分以外></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 47問中40問選択 120分 ・専門試験(大学卒業程度) 択一式 <行政(専門試験型)・警察事務、総合土木以外の試験区分> 40問 120分 <行政(専門試験型)・警察事務> 50問中40問選択 120分 <総合土木> 45問中40問選択 120分 <p>・口述試験 個別面接</p> <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査 <p><行政(アピール試験型)></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力検査 択一式 70分 ・アピールシート 記述式 60分 ・口述試験 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査
	<p>○ 行政(アピール試験型)</p> <p>ア 平成9年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 総合土木(先行実施枠)</p> <p>ア 平成9年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)もしくは高等専門学校を卒業した者または令和6年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 経験者採用</p> <p>昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 特別募集(社会福祉・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)</p> <p>ア 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除</p>	<p><総合土木(先行実施枠)></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力検査 択一式 70分 ・専門試験(大学卒業程度) 択一式 30問 120分 ・専門試験(大学卒業程度) 記述式 30分 ・論文試験 90分 ・適性検査 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口述試験 集団討論 個別面接 <p><経験者採用></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度)<行政> 択一式 40問 120分 ・職務基礎力試験<総合土木> 択一式 75問 90分 ・専門試験(大学卒業程度)<総合土木> 記述式 60分 ・アピールシート<行政・総合土木> 記述式 60分 ・適性検査 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 <p><特別募集(社会福祉・農業・林業・</p>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
		<p>く。)を卒業した者または令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者) ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>建築・電気(電気工学)・機械・総合土木) > ○ 第1次試験 ・職務基礎力試験 75問 90分 ・専門試験(大学卒業程度) <社会福祉> 択一式 30問 90分 <農業・建築・電気(電気工学)・機械> 択一式 30問 120分 <林業> 記述式 20問 120分 <総合土木> 択一式 40問 120分 ・適性検査 ○ 第2次試験 ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接</p>
初 級 試 験		<p>○ 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・専門試験(高校卒業程度) <総合土木のみ> 択一式 45問中40問選択 120分 ・適性検査 ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接</p>
警察官	男性 A	<p>○ 昭和63年4月2日以降に生まれた男性であって、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者もしくは大学を令和6年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者</p>	<p>○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分</p> <p>○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接</p>
	女性 A	<p>○ 昭和63年4月2日以降に生まれた女性であって、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者もしくは大学を令和6年3月31日までに卒業する見込みの者または滋賀県人事委員会がこれらに該当する者と同等と認める者</p>	
	男性 B	<p>○ 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性であって、上記A区分の学歴に該当しない者</p>	<p>○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分</p> <p>○ 第2次試験</p>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
	女性 B	○ 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性であって、上記A区分の学歴に該当しない者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	警 察 官	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～ウと同じ 〈身体基準〉 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 職務執行に支障がないこと。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	
	小・中学校事務職員	○ 小・中学校事務職員A 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ○ 小・中学校事務職員B 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・適性検査<小・中学校事務Bのみ> ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査<小・中学校事務Aのみ>
	就職氷河期世代を対象とした採用試験	○ 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・能力検査(高校卒業程度) 択一式 70分 ・専門試験(高校卒業程度)<総合土木のみ> 択一式 45問中40問選択 120分 ・作文試験 90分 ・口述試験 個別面接<一般事務のみ> ・適性検査 ○ 第2次試験 ・口述試験 集団討論 個別面接
	任期付職員(一般事務)	○ 平成18年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限 就職氷河期世代を対象とした採用試験と同じ	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ○ 第2次試験 ・口述試験 集団討論 個別面接

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
行政 (専門試験型)	60人程度	(110)	(88)		(68)	(48)	(27)		(20)
		322	237	73.6	188	132	75	3.2	55
行政 (7比→試験型)	15人程度	(81)	(70)		(26)	(14)	(11)		(9)
		183	150	82.0	60	30	20	7.5	16
警察事務	5人程度	(23)	(14)		(8)	(2)	(2)		(2)
		47	32	68.1	21	10	5	6.4	5
環境行政	1人程度	(4)	(3)		(3)	(1)	(1)		(1)
		10	8	80.0	8	4	2	4.0	2
社会福祉	15人程度	(9)	(6)		(5)	(4)	(4)		(4)
		21	13	61.9	11	9	7	1.9	7
化学	3人程度	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)
		16	10	62.5	7	5	3	3.3	3
農業	10人程度	(15)	(12)		(9)	(7)	(6)		(4)
		38	30	78.9	26	19	12	2.5	9
林業	5人程度	(4)	(2)		(2)	(2)	(2)		(1)
		6	4	66.7	4	4	4	1.0	2
建築	5人程度	(2)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)
		8	7	87.5	5	4	4	1.8	4
電気 (電気工学)	4人程度	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		5	4	80.0	3	2	2	2.0	2
機械	1人程度	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		2	2	100.0	1	1	0	-	0
総合土木	8人程度	(2)	(2)		(2)	(2)	(1)		(1)
		23	12	52.2	11	10	4	3.0	2
総合土木 (先行実施)	14人程度	(10)	(7)		-	(1)	(1)		(1)
		57	46	80.7	-	22	18	2.6	13
計		(261)	(206)		(125)	(83)	(57)		(45)
		738	555	75.2	345	252	156	3.6	120

イ 上級試験－経験者採用－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
行 政	15人程度	(58) 183	(40) 122	66.7	(21) 69	(12) 27	4.5	(10) 22
総合土木	2人程度	(0) 5	(0) 3	60.0	(0) 2	(0) 1	3.0	(0) 1
計		(58) 188	(40) 125	66.5	(21) 71	(12) 28	4.5	(10) 23

ウ 上級試験－特別募集（社会福祉、農業、林業、建築、電気（電気工学）、機械、総合土木）－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
社会福祉	13人程度	(7) 22	(4) 13	59.1	(3) 10	(2) 5	2.6	(0) 3
農業	2人程度	(5) 24	(2) 15	62.5	(2) 12	(0) 5	3.0	(0) 4
林業	5人程度	(1) 11	(0) 4	36.4	(0) 4	(0) 2	2.0	(0) 2
建築	2人程度	(0) 4	(0) 4	100.0	(0) 4	(0) 2	2.0	(0) 2
電気 (電気工学)	2人程度	(0) 9	(0) 5	55.6	(0) 1	(0) 1	5.0	(0) 0
機械	1人程度	(0) 4	(0) 2	50.0	(0) 2	(0) 1	2.0	(0) 1
総合土木	6人程度	(0) 11	(0) 7	63.6	(0) 4	(0) 2	3.5	(0) 2
計		(13) 85	(6) 50	58.8	(5) 37	(2) 18	2.8	(0) 14

工 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(2) 14	(1) 12	85.7	(1) 11	(0) 3	4.0	(0) 2
警察事務	2人程度	(8) 15	(7) 12	80.0	(6) 10	(2) 3	4.0	(1) 1
総合土木	1人程度	(0) 1	(0) 1	100.0	(0) 1	(0) 1	1.0	(0) 1
計		(10) 30	(8) 25	83.3	(7) 22	(2) 7	3.6	(1) 4

才 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員A	12人程度	(61) 112	(49) 83	74.1	(14) 32	(6) 13	6.4	(6) 12
小・中学校 事務職員B	4人程度	(9) 18	(6) 14	77.8	(5) 12	(3) 4	3.5	(3) 3
計		(70) 130	(55) 97	74.6	(19) 44	(9) 17	5.7	(9) 15

力 就職氷河期世代を対象とした採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最終 競争 倍率 倍	採用者数 人
一般事務	10人程 度	(91) 245	(71) 187	76.3	(17) 52	(16) 29	(9) 15	12.5	(7) 12
総合土木	2人程度	(1) 12	(1) 8	66.7		(1) 8	(1) 4	2.0	(0) 3
計		(92) 257	(72) 195	75.9	(17) 52	(17) 37	(10) 19	10.3	(7) 15

キ 任期付職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	11人程度	(12) 29	(8) 19	65.5	(4) 12	(3) 7	2.7	(2) 5

ク 警察官（男性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A (第1回)	37人程度	271	210	77.5	191	46	4.6	30
	A (第2回)	5人程度	59	41	69.5	40	14	2.9	13
	B	10人程度	59	50	84.7	44	12	4.2	12
	計		389	301	77.4	275	72	4.2	55
県 外	B	1人程度	19	19	—	12	2	9.5	2
外 計			—	19	—	12	2	9.5	2

ケ 警察官（女性）採用試験

区 分		採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
県 内	A (第1回)	10人程度	74	58	78.4	51	13	4.5	10
	A (第2回)	2人程度	13	8	61.5	6	2	4.0	2
	B	4人程度	32	27	84.4	25	8	3.4	8
	計		119	93	78.2	82	23	4.0	20

コ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最 終 合格者数 人	最 終 競争倍率 倍	採用者数 人
B	石川県	5	4	3	75.0	0	—	0
	福井県	14	8	7	87.5	2	7.0	2
	計	19	12	10	83.3	2	9.5	2

2 障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
令5. 6.20	令5. 7.14～8.22 (郵送・持参・インターネット)	令5.10.22 11.23	令5.12. 1

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 次の全てに該当するもの</p> <p>ア 平成元年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(イ) 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(ウ) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターにより知的障害者であると判定された者</p> <p>(エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ・口述試験 個別面接 ・適性検査

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争倍率 倍	採用者数 人
一般事務	3人程度	(7) 20	(5) 16	80.0	(2) 3	5.3	(2) 3
警察事務	1人程度	(1) 2	(1) 2	100.0	(0) 1	2.0	(0) 1
小・中学校事務	2人程度	(4) 9	(3) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 1
計		(12) 31	(9) 25	80.6	(2) 6	4.2	(2) 5

※ なお、申込者数、受験者数は第1志望のみの実人数であり、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望しているものを含む。

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員					
	知事 部局	教 育 委員会	警 察 本 部	企業庁	その他	計
部長およびその相当職	3	-	-	-	-	3
次長およびその相当職	2	-	-	-	-	2
課長およびその相当職	10	1	-	-	-	11
課長補佐およびその相当職	12	5	-	-	-	17
係長およびその相当職	16	7	1	-	-	24
主事、技師およびその相当職	118	17	11	3	-	149
技能労務職	2	-	-	-	-	2
計	163	30	12	3	0	① 208

警 察 官	
職	
警 視	2
警 部	11
警 部 補	2
巡 査 部 長	4
巡 査	3
計	② 22

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

合計 (①+②)	230
----------	-----

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
心理判定員	6	6	文化財保護技術者	3	3
児童指導員	5	4	技 術 員	2	2
児童福祉司	7	7	研 究 員	1	1
精神保健福祉士	2	2	武 道 指 導 員	2	2
職業訓練指導員	2	2	サイバー犯罪捜査官	2	2
企業庁水道技術者	3	3	航 空 整 備 士	1	1
学 芸 員	3	3	育休代替任期付職員(一般事務)	23	23
工業技術総合センターの技師	2	2	育休代替任期付職員(電気)	1	1
医 師	5	5	育休代替任期付職員(管理栄養士)	1	1
獣 医 師	8	8	育休代替任期付職員(警察事務)	4	4
保 育 士	2	2	産休代替任期付職員(一般事務)	6	6
保 健 師	6	6	産休代替任期付職員(保健師)	1	1
司 書	2	2	産休代替任期付職員(警察事務)	4	4
臨床心理士	1	1	行政(データサイエンス)	1	1
臨床検査技師	1	1	任期付職員(土木, 農業土木)	3	3
少年補導員	1	1	任期付職員(林業)	1	1
歯 科 医 師	1	1	計	113	112

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(係長およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	31	31	管 理 栄 養 士	7	1
医療ソーシャルワーカー	2	0	臨 床 検 査 技 師	10	3
医 学 物 理 士	1	1	理 学 療 法 士	5	1
視 能 訓 練 士	5	1	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (看 護 師)	1	1
看 護 師	55	47	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (臨 床 検 査 技 師)	2	2
医 療 事 務	18	2	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (医 療 事 務)	2	2
薬 剤 師	11	4	産 休 代 替 任 期 付 職 員 (医 療 事 務)	2	2
言 語 聴 覚 士	6	1	会 計 年 度 任 用 職 員	4,752	3,368
			計	4,910	3,467

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき、会計年度任用職員は各任命権者へ、その他の職種は病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

部 局 職	一 般 職 員				
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	7	-	-	1	8
次 長 お よ び そ の 相 当 職	20	-	1	2	23
課 長 お よ び そ の 相 当 職	61	2	-	4	67
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	65	6	2	6	79
係 長 お よ び そ の 相 当 職	182	10	5	19	216
計	335	18	8	32	① 393

警 察 官	
職	
警 視	10
警 部	-
警 部 補	-
巡 査 部 長	-
計	② 10

合計 (①+②)	403
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、県議会議長および知事に対し、令和5年10月16日に給与等に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

令和5年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選 挙 管理 委員会	高 等 学校等	小 学 校 お よ び 中 学 校	計
行 政 職	2,597	260	111	26	15	11	6	185	301	3,512
警 察 職	-	2,273	-	-	-	-	-	-	-	2,273
研 究 職	199	18	-	-	-	-	-	-	-	217
医 療 職(1)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	13
医 療 職(2)	133	-	-	-	-	-	-	-	1	134
医 療 職(3)	120	2	2	-	-	-	-	-	-	124
福 祉 職	89	-	-	-	-	-	-	-	-	89
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,732	-	2,750
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	15	-	-	-	-	-	6,845	6,860
技 能 労 務 職	35	6	-	-	-	-	-	19	-	60
計	3,186	2,559	146	26	15	11	6	2,936	7,147	16,032

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員37人（小学校および中学校等教育職36人、行政職1人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（表シまでについて同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：％）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	15.6	10.7	73.7	64.9	35.1
警 察 職 給 料 表	-	41.5	3.0	55.5	90.0	10.0
研 究 職 給 料 表	-	3.7	3.7	92.6	78.8	21.2
医 療 職 給 料 表(1)	-	-	-	100.0	76.9	23.1
医 療 職 給 料 表(2)	-	-	11.9	88.1	48.5	51.5
医 療 職 給 料 表(3)	-	-	33.9	66.1	9.7	90.3
福 祉 職 給 料 表	-	3.4	13.5	83.1	59.6	40.4
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	1.2	2.9	95.9	55.4	44.6
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	3.9	96.1	47.3	52.7
技 能 労 務 職 給 料 表	43.4	40.0	13.3	3.3	80.0	20.0
計	0.2	9.7	5.5	84.6	59.0	41.0

ウ 年齢階層別構成比

年齢階層	職 種					警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	%	%	%	%	%	%	%
	8.4	9.0	7.5	3.9	8.9	9.8	8.1
25 ～ 29	14.0	14.3	15.7	11.8	17.2	13.5	14.9
30 ～ 34	12.5	12.8	16.0	14.6	16.6	14.2	14.9
35 ～ 39	12.8	12.8	13.4	12.1	13.9	14.2	13.3
40 ～ 44	10.2	9.8	11.4	10.5	11.8	17.1	11.9
45 ～ 49	11.9	11.6	10.5	14.3	9.0	13.4	11.3
50 ～ 54	15.4	15.5	11.3	15.0	9.9	9.3	12.1
55 ～ 59	14.1	13.5	14.1	17.7	12.7	8.5	13.3
60 ～	0.7	0.7	0.1	0.1	-	-	0.2
人員数	4,149 人	3,512 人	9,610 人	2,750 人	6,860 人	2,273 人	16,032 人

エ 職員の平均給与月額

区	給 料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	そ の 他	計	対前年比	
一般職員	令和5年 4月	円	円	円	円	円	円	%	
		321,164	8,191	21,054	9,806	6,443	860	367,518	△1.03
全職員	令和4年 4月	323,957	8,340	21,333	10,048	6,305	1,361	371,344	
	令和5年 4月	347,080	8,814	22,041	5,562	5,943	3,795	393,235	△0.22
	令和4年 4月	347,870	8,691	22,100	5,570	5,857	4,003	394,091	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

注2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

(給料表別平均給与月額)

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行政職	41.0	317,250	8,233	20,717	10,307	6,390	105	363,002
警察職	39.3	336,957	14,861	21,535	2,025	3,803	497	379,678
研究職	43.6	359,361	9,624	23,012	9,717	8,235	885	410,834
医療職(1)	49.5	477,069	7,369	88,149	66,493	6,923	201,677	847,680
医療職(2)	41.5	330,244	7,796	20,840	5,469	7,910	2,619	374,878
医療職(3)	42.9	334,873	4,597	21,115	4,471	4,703	242	370,001
福祉職	37.1	316,768	8,071	20,132	2,555	7,344	-	354,870
高校等 教育職	42.9	381,409	8,830	23,845	3,199	6,720	7,419	431,422
小中学校等 教育職	39.2	352,346	7,181	22,084	5,113	6,039	5,209	397,972
技能労務職	49.7	336,238	9,242	20,867	-	2,000	-	368,347
全職員	40.4	347,080	8,814	22,041	5,562	5,943	3,795	393,235

注1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

注2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,512人	人 435	人 629	人 889	人 651	人 423	人 290	人 132	人 42	人 21
	% 12.4	% 17.9	% 25.3	% 18.5	% 12.0	% 8.3	% 3.8	% 1.2	% 0.6
警察 2,273	188	358	456	768	297	112	52	24	18
	8.3	15.8	20.1	33.8	13.1	4.9	2.3	1.1	0.8
研究 217	1	73	93	43	7	-	-	-	-
	0.5	33.6	42.9	19.8	3.2	-	-	-	-
医療(1) 13	3	1	1	8	-	-	-	-	-
	23.1	7.7	7.7	61.5	-	-	-	-	-
医療(2) 134	0	11	45	18	43	13	4	-	-
	0.0	8.2	33.6	13.4	32.1	9.7	3.0	-	-
医療(3) 124	0	17	28	33	30	16	-	-	-
	0.0	13.7	22.6	26.6	24.2	12.9	-	-	-
福祉 89	16	44	5	18	4	2	-	-	-
	18.0	49.4	5.6	20.2	4.5	2.2	-	-	-
高校 2,789	18	2,546	111	68	(特2) 7	-	-	-	-
	0.7	92.6	4.0	2.5	(特2) 0.3	-	-	-	-
小中学校 6,860	0	6,108	369	322	(特2) 61	-	-	-	-
	0.0	89.0	5.4	4.7	(特2) 0.9	-	-	-	-

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「-」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,589 ^人	316,434 ^円	547 ^人	301,647 ^円
1年未満		86	194,472	6	161,385
1年以上 2年未満		75	199,658	10	166,442
2年以上 3年未満		83	206,196	10	170,722
3年以上 5年未満		189	217,981	33	183,530
5年以上 7年未満		193	233,038	29	199,497
7年以上 10年未満		241	250,773	35	217,405
10年以上 15年未満		402	285,536	56	239,752
15年以上 20年未満		272	330,071	53	285,525
20年以上 25年未満		258	370,766	61	292,185
25年以上 30年未満		302	399,010	76	353,220
30年以上 35年未満		358	421,552	87	373,308
35年以上		130	426,200	91	390,164

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		6,577 人	受給者1人当たり扶養親族数
扶養親族数	配偶者	2,982	
	子	10,732	全職員1人当たり扶養親族数
	配偶者・子以外	220	
	計	13,934	全職員1人当たり扶養手当額
			8,814円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	22 人	67 人	186 人	295 人	144 人	378 人	332 人	1,424 人	62,616 円

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			18.5%	16.0%	6.0%
人員		16,032 人	26 人	13 人	15,993 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		22,041 円	65,745 円	88,149 円	21,917 円

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	36 人	0 人	0 人	13 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	49 人	36,367 円

サ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	3,269 人	全職員1人当たり手当額	5,943 円
		住居手当受給者の平均家賃額	64,376 円

シ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	14,910 人	93.0 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,683	16.7	18.0
交通用具のみ利用者	11,007	68.7	73.8
自動車使用者	10,499	65.5	70.4
自転車等使用者	508	3.2	3.4
交通機関・交通用具併用者	1,220	7.6	8.2
自動車との併用者	974	6.1	6.5
自転車等との併用者	246	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,784円		
全職員1人当たりの手当額	10,029円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合
10,000円以下	1,918 (670)	49.1 %
10,001円以上 12,000円以下	400 (130)	10.2
12,001円以上 14,000円以下	219 (39)	5.6
14,001円以上 16,000円以下	330 (92)	8.5
16,001円以上 18,000円以下	201 (35)	5.1
18,001円以上 20,000円以下	108 (31)	2.8
20,001円以上 22,000円以下	189 (69)	4.8
22,001円以上 24,000円以下	211 (79)	5.4
24,001円以上 26,000円以下	58 (9)	1.5
26,001円以上 28,000円以下	136 (38)	3.5
28,001円以上 30,000円以下	43 (8)	1.1
30,001円以上 32,000円以下	26 (4)	0.7
32,001円以上 34,000円以下	17 (6)	0.4
34,001円以上 36,000円以下	14 (2)	0.4
36,001円以上 38,000円以下	14 (2)	0.4
38,001円以上 40,000円以下	8 (3)	0.2
40,001円以上 42,000円以下	1 (0)	0.0
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0
44,001円以上 46,000円以下	2 (0)	0.1
50,001円以上 52,000円以下	2 (1)	0.1
52,001円以上	5 (2)	0.1
計	3,903 (1,220)	100.0
平均所要額	12,083円	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布
(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,887 (233)	16.4 %
5km以上 10km未満	3,124 (159)	27.2
10km以上 14km未満	2,036 (108)	17.7
14km以上 18km未満	1,490 (124)	13.0
18km以上 22km未満	1,035 (91)	9.0
22km以上 26km未満	665 (64)	5.8
26km以上 30km未満	390 (37)	3.4
30km以上 34km未満	283 (19)	2.5
34km以上 38km未満	166 (16)	1.4
38km以上 42km未満	136 (29)	1.2
42km以上 46km未満	94 (20)	0.8
46km以上 50km未満	53 (19)	0.5
50km以上 54km未満	40 (14)	0.3
54km以上 58km未満	30 (13)	0.3
58km以上 62km未満	19 (11)	0.2
62km以上	25 (17)	0.2
計	11,473 (974)	100.0
平均使用距離	13.8 km	

- 注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。
 2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	418 (222)	55.4
5km以上 10km未満	179 (18)	23.7
10km以上 15km未満	88 (2)	11.7
15km以上 20km未満	50 (3)	6.6
20km以上 25km未満	15 (1)	2.0
25km以上 30km未満	1 (0)	0.1
30km以上	3 (0)	0.4
計	754 (246)	100.0
平均使用距離	6.4 km	

- 注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。
 2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	143			140		2	1	
警察職給料表	11			2	2	7		
研究職給料表	9		9					
医療職給料表(2)	3				3			
医療職給料表(3)	4				4			
福祉職給料表	2			2				
高等学校等教育職給料表	237	16	219		2			
小学校および中学校等教育職給料表	205		198		7			
技能労務職給料表	26							
給料表計	640							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	55			55				
警察職給料表	3				2	1		
研究職給料表	3		3					
医療職給料表(3)	2				2			
福祉職給料表	2			2				
技能労務職給料表	8							
給料表計	73							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、民間給与の実態を調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 673 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 324 人（行政職に相当する調査実人員 286 人）、初任給関係以外の調査職種 6,230 人（行政職に相当する調査実人員 5,423 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、44,196 人であり、このうち、行政職相当職種は 35,161 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	20	45	14	19	24	122

注 上記のほか、調査不能の事業所が 9 所あった。

オ 調査結果の概要

① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和 5 年 4 月 分 平均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	10	56.9	739,207	1,845	737,362
工 場 長	17	53.4	700,779	0	700,779
事 務 部 長	166	54.3	645,992	18,038	627,954
技 術 部 長	194	53.1	730,401	27,938	702,463
事 務 部 次 長	61	53.1	656,760	11,997	644,763
技 術 部 次 長	50	52.9	648,308	42,249	606,059
事 務 課 長	319	50.6	597,444	34,392	563,052
技 術 課 長	430	48.8	616,045	51,481	564,564
事 務 課 長 代 理	137	47.3	521,444	50,449	470,995
技 術 課 長 代 理	95	47.8	561,102	39,739	521,363
事 務 係 長	334	47.6	468,790	63,057	405,733
技 術 係 長	485	43.7	533,846	90,712	443,134
事 務 主 任	275	43.2	377,439	48,517	328,922
技 術 主 任	245	42.2	440,967	80,688	360,279
事 務 係 員	1,360	38.3	336,699	37,701	298,998
技 術 係 員	1,245	36.4	364,985	47,247	317,738

② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	211,026	216,819	206,877	※199,233
	短大卒	195,210	※191,471	※203,000	-
	高校卒	174,588	※175,369	※174,640	X
新卒技術者	大学卒	216,592	※220,334	※213,986	-
	短大卒	※191,579	※195,528	-	X
	高校卒	※183,569	※183,569	-	-
計	大学卒	212,845	217,815	209,911	※199,233
	短大卒	193,566	193,535	※203,000	X
	高校卒	177,013	178,685	※174,640	X

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

③ 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		80.6%
配偶者に家族手当を支給する		64.4%
家族手当制度がない		19.4%
扶養家族の 構成別	配偶者	13,097円
	配偶者と子1人	19,680円
支給月額	配偶者と子2人	26,048円

注1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は79.9%である。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

④ 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務関連手当を支給しない		在宅勤務を 実施していない
	%	%	%	%	
50.3	(35.8)	(64.2)	49.7		

注1 ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

2 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所のうち、在宅勤務関連手当を月額で支給している事業所は1事業所（月額4,000円超5,000円未満）であった。

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		389,327 円	309,809 円
	上半期 (A 2)		402,229	313,796
特別給の支給額	下半期 (B 1)		911,287	684,646
	上半期 (B 2)		859,684	609,291
特別給の支給割合	下半期 (B 1/A 1)		2.34 月分	2.21 月分
	上半期 (B 2/A 2)		2.14	1.94
	年間計		4.48	4.15
年間の平均			4.48 月分	

注1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
		増額 %	据置き %	減額 %	
大学卒	31.1	(66.3)	(33.7)	-	68.9
高校卒	11.2	(77.4)	(22.6)	-	88.8

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施 %	ベースアップ中止 %	ベースダウン %	ベース改定の慣行なし %
係員	60.5	4.3	0.5	34.7
課長級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり %	定期昇給実施			定期昇給中止 %	定期昇給制度なし %	
		増額 %	減額 %	変化なし %			
係員	95.2	94.3	37.8	5.1	51.4	0.9	4.8
課長級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和4年冬季	55.2 %	44.8 %	48.1 %	51.9 %	46.8 %	53.2 %

⑩ 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	71.0 %	29.0 %	- %

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

⑪ 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
課長級		72.4 %	65.5 %	27.6 %
非管理職		72.3 %	65.3 %	27.7 %

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(⑫において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

⑫ 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
68.5 %	71.2 %

注 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
		円	円	円	円	円
食料費		35,930	36,230	57,050	77,870	98,680
住居関係費		43,700	46,480	42,240	37,990	33,750
被服・履物費		6,910	4,710	7,610	10,520	13,430
雑費 I		22,080	22,980	44,000	65,010	86,030
雑費 II		15,210	17,770	24,700	31,650	38,590
計		123,830	128,170	175,600	223,040	270,480

注1 1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」および「全国単身世帯収支実態調査」(総務省)を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。
 2 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯における令和5年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
 3 「雑費I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。
 4 「雑費II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)である。

(4) 職員の給与等に関する報告および勧告

本委員会は、令和5年10月16日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、人事院および全国の人事委員会と共同で実施しているもので、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象としており、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法および調査対象については、国家公務員および地方公務員全体の問題として、国において様々な議論・研究がなされた結果、最も適切な方式であるとされているものである。なお、これまでに、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させる観点から、調査対象企業規模の引下げや調査対象産業の拡大などの見直しが行われてきたところである。

2 職員の給与

本委員会が、令和5年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員8,922人、県費負担市町立学校教職員7,110人、合計16,032人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち行政職給料表適用者は3,512人で、その平均給与月額額は363,002円（給料317,250円、扶養手当8,233円、地域手当20,717円、その他の手当16,802円）であり、平均年齢は41.0歳（男性42.2歳、女性38.9歳）、性別構成は男性64.9%、女性35.1%、学歴別構成は大学卒73.7%、短大卒10.7%、高校卒15.6%となっている。

また、全職員の平均給与月額額は393,235円（給料347,080円、扶養手当8,814円、地域手当22,041円、その他の手当15,300円）であり、その平均年齢は40.4歳（男性40.8歳、女性39.8歳）、性別構成は男性59.0%、女性41.0%、学歴別構成は大学卒84.6%、短大卒5.5%、高校卒9.7%、中学卒0.2%である。

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の673事業所から、層化無作為抽出法により抽出した133の事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係22職種の5,423人および研究員、医師等54職種の807人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額および

当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、93.1%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員6,230人の給与について調査したところ、参考資料第15表のとおりとなっている。

※参考資料省略

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給 (規模計)
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	212,845 円
	短 大 卒	193,566 円
	高 校 卒	177,013 円

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は60.5%（昨年49.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同該当なし）となっている。

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	60.5	4.3	0.5	34.7
課 長 級	47.6	9.9	0.5	42.0

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.3%（昨年89.8%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は37.8%（同28.5%）、減額となっている事業所の割合は5.1%（同3.8%）となっている。

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし	%		
係 員	95.2	94.3	37.8	5.1	51.4	0.9	4.8
課 長 級	87.0	86.1	28.7	5.3	52.1	0.9	13.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.48月分となっている。

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		389,327	309,809
	上半期 (A2)		402,229	313,796
特別給の支給額	下半期 (B1)		911,287	684,646
	上半期 (B2)		859,684	609,291
特別給の支給割合			月分	月分
	下半期 (B1/A1)		2.34	2.21
	上半期 (B2/A2)		2.14	1.94
	年間計		4.48	4.15
年間の平均			4.48	

注1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢41.6歳）と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして3,646円（0.98%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right]$ (%)
376,545円	372,899円	3,646円 (0.98%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額との4.48月分に相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.08月分下回っていた。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.1であったが、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では98.4であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年のラスパイレス指数は、近畿6府県は99.0～100.7、47都道府県の平均は99.8であった。

6 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国で3.5%、大津市で2.8%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ128,170円、175,600円および223,040円となっている。

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の勤務時間について勧告するとともに、一般職の職員の給与について報告および勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※別紙省略

8 給与の改定

(1) 本年の民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

諸手当のうち扶養手当については、子に係る扶養手当は、本年4月1日現在、9,900円であるが、本年の公民較差および給料表の改定を考慮し、10,000円に引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

イ 特別給（期末手当および勤勉手当）

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当および勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) その他

ア 在宅勤務等手当

本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員について、光熱・水道水費等の負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告した。これまでから給与制度は基本的に国に準じて措置してきたところであり、在宅勤務等に係る職員の費用負担についても国と事情を異にするものではないことから、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた制度を設けることについて検討する必要がある。

イ 獣医師に対する初任給調整手当

本県では、獣医師の採用困難な状況に鑑み、平成4年から獣医師に対して初任給調整手当が支給されているが、平成6年の支給額の改定後は見直しが行われていない。この間、他の都道府県等において、同様の手当の創設や支給額の改定が行われてきた結果、制度創設時と比較して、本県の相対的な優位性は相当程度低下している。近年、獣医師の欠員も生じており、これまでも増して人材確保が困難な状況にあることから、他の都道府県等の状況も踏まえ、支給額等の見直しを検討する必要がある。

ウ 給与制度のアップデート

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、給与制度のアップデートとして、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を示した。具体的な内容は今後検討を進めることとされているが、本県の実情を踏まえて個々に対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要がある。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保

近年、少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、民間企業の高い採用意欲等を背景として、上級試験の受験者数が減少傾向にあり、人材の確保が厳しい状況となっている。特に、理系学生については民間企業における内定時期が年々早まっており、技術系職種の採用が困難な状況にある。

一方、本県においては2025年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催などの行政需要に対応するため、採用予定人員は増加傾向にある。

このような中、優秀な人材の確保に向けて、民間企業の内々定解禁日（6月1日）を見据え、本年度から総合土木職を対象として4月に上級試験（先行実施枠）を実施するとともに、新たに21歳以下の高等専門学校卒業者（年度内卒業見込み者含む。）も総合土木職の上級試験を受験可能とする見直

しを行った。

その結果、先行実施枠試験と6月の上級試験とを合わせた総合土木職の受験者数は58人と、昨年度の12人から大幅に増加した。しかし、行政（専門試験型）など他の職種において受験者が減少したため、全職種でみると受験者数は555人、競争倍率は3.6倍で昨年度と同程度にとどまり、依然として厳しい状況が続いている。

質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、優秀な人材の確保は喫緊の課題であることから、本委員会においても、試験の実施結果を検証し、適切な能力実証の観点に留意しながら、より幅広い層の方が受験しやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しに着手し、検討を進めているところである。

また、就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、職場としての魅力や県職員のやりがいを含め、今まで以上に強くアピールしていくことが必要であり、本委員会においても、就職セミナーの開催や業務紹介動画の発信等に力を入れているほか、本年度から新たな取組として、学生等が先輩職員に業務内容や職場の雰囲気などを気軽に尋ねたり不安な点を相談したりできる「先輩職員個別相談」を実施している。

任命権者においても、インターンシップの機会等を通じて学生等の志望意欲を喚起していくことが重要であり、今後も本委員会と任命権者との連携を密にしながら、志望者のニーズに寄り添った情報発信に一層努めていく。

また、合格者の滋賀県職員として働く意欲を維持し、採用辞退を防止するために、合格者説明会等の取組は重要であり、任命権者においては引き続き合格者に対する手厚いフォローアップに努める必要がある。

2 全ての職員の活躍推進

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員同士が互いの個性や価値観を多様性として認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できる県庁を実現する必要がある。

このような理念のもと、性別や年齢、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった事情の有無を問わず、誰もが安心して活発にコミュニケーションできる職場環境をつくることは、上司による適切なマネジメントや、一人一人に応じたきめ細かなOJTとキャリア形成支援の土台となるものである。

任命権者においては、職員の多様な能力や個性を十分にいかすために、中堅・若手職員の能力開発や、管理職員のマネジメント力向上、高齢層職員の活躍推進等に向けた各種研修を充実させるとともに、職員が自らの希望に応じて主体的に学べる環境を整備する必要がある。

さらに、人事評価制度については、平成28年度の導入から一定期間が経過したことから、あらためて人材育成への効果的な活用等という制度の趣旨に立ち返り、運用状況を検証し、公平・公正な評価や面談の徹底、充実等に向けた改善に取り組む必要がある。

障害者雇用については、今後法定雇用率が引き上げられることも念頭に置き、計画的な採用に努めるとともに、職員が能力を十分に発揮し、やりがいをもって働き続けられるよう、引き続き職場環境を整備し支援していくなど、取組を進める必要がある。

女性職員の活躍推進については、令和5年3月に策定された新たな特定事業主行動計画（知事部局等）に掲げる目標の達成に向け、引き続き女性職員のキャリア形成支援・登用の推進や、男性職員の主体的な家事・育児参画の促進等に取り組む必要がある。

能力と意欲のある高齢層職員の活用を図るため、本年4月から定年の段階的な引上げと併せて、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置が講じられた。

従前の定年年齢である60歳を超えて勤務する高齢層職員には、業務を担う係員としてこれまでの知識や経験を発揮することのほか、後進の育成やマネジメントの補佐的な役割も期待されている。

任命権者においては、職員が意欲を持って働き、組織において期待される役割を果たせるよう、適切な学び直しの機会を確保するとともに、適性や能力に応じた効果的な人員配置に努める必要がある。

会計年度任用職員については、任期の定めのない常勤職員と共に働く地方行政の重要な担い手であることから、その勤務条件に関し、職責等に応じた適切な処遇を図る必要がある。

地方自治法の改正に伴い、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、本県の会計年度任用職員の実情を踏まえ、勤勉手当の基礎額、期間率および成績率の取扱いなど、人事評価の活用を含めた具体的な支給方法について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

知事部局における昨年度の時間外勤務等は、一人当たり月平均19.0時間と3年ぶりに減少に転じ

た。任命権者においては、事務能率の向上と職員の健康保持を図るため、引き続き時間外勤務の縮減に努める必要がある。

本年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、約3年4か月ぶりに平時の体制に移行することとなった。この間、全庁的な応援体制が講じられたものの、その対応のため多数の職員に人事委員会規則で定める上限時間を超えて時間外勤務が命じられる状況が生じたが、これらは全て特例業務に該当するものとして上限の適用を受けない取扱いがなされてきた。

今後は新型コロナ感染症対策に係る教訓も踏まえた危機管理事案への対応が求められることとなるが、併せて、特例業務の適用についても、その範囲が真に必要な最小限のものとなっているかを十分精査し、適切に制度を運用する必要がある。

時間外勤務の上限規制や健康確保措置の実効的な運用を図るため、特例業務として上限を超えて時間外勤務を命ずることを認めた場合には、事後にその時間外勤務に係る要因の整理、分析および検証を行わなければならないこととしている。任命権者においては、その結果を確実に勤務状況の改善につなげることが重要である。

本委員会としても勤務条件実態調査等を通じて引き続き必要な助言、指導に努めてまいる。

年次有給休暇の取得促進については、特定事業主行動計画の数値目標にも定められているところ、昨年の知事部局等の取得実績は一人当たり年間平均11.6日であり、目標値の14.0日を下回る状況が続いている。

勤務時間制度が異なるため単純な比較はできないが、民間企業の労働者には労働基準法（昭和22年法律第49号）において年5日以上有給休暇の取得が義務付けられている一方で、本県では、任命権者からの働きかけにも関わらず、取得日数が年5日を下回る職員も少なくない。

年次有給休暇は職員からの請求に基づき与えられるものであるが、実労働時間にも直接影響するため、職員や部署により取得状況に著しい差が生じているとすれば、その勤務環境に課題があると言わざるを得ない。

年次有給休暇の取得は全ての職員に等しく認められた労働者の権利であり、取得日数が著しく少ない職員に対しては、労働基準法の趣旨も踏まえ、その原因を明らかにした上で、改善につなげていく必要がある。

若年世代を中心として、タイムパフォーマンス（費やした時間に対して得られた効果の割合）を重視することで、仕事においても生産性や達成感を求める傾向が強まっている。

営利を目的としない公務部門においても、職員や財源などの経営資源に限りがある中、県民に対して適切にサービスを提供するため、効果的かつ効率的に業務を遂行する必要がある。このため、所属長をはじめとした管理職員は、率先して業務を見直し、真に必要な仕事に集中して取り組める職場環境や組織体制を構築していく必要がある。

なお、コロナ禍における様々な制約の中、休止・廃止も含め見直しを行った業務については、安易に以前の状態に戻すのではなく、この間の発想や工夫を踏まえ、その効果を継続的なものとするのが大切である。

また、生成AIについては、一般的に利用できるようになってからまだ日が浅く、試行錯誤の状態が続いているが、国のガイドラインや本県の活用方針に基づき、適切な形でデジタル技術を活用することにより、業務の合理化と効率化を図っていく必要がある。

不確実な社会情勢の下、県行政として対応すべき課題も一層複雑化、多様化の様相を呈しており、これらの課題に臨機応変に対応できる機動的な組織運営が求められる。

本県では、昨今の採用状況に伴う若手職員や女性職員の増加などにより職員構成が変化し、働き方に対する価値観もライフスタイルを反映して多様化している。こうした中、自組織の業務管理を担う所属長や係長は、育児や介護等と仕事との両立支援を推進しつつ、業務を適切に遂行していかなければならず、職場のマネジメントの困難度も高まっている。

知事部局においては、新型コロナ感染症対策の体制強化や公共工事の増加への対応、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備等のため近年増員が図られてきたが、新たな行政課題への対応や職員の過重な負担の軽減のため、業務の進捗や終了に合わせて人的資源を必要な部署に的確にシフトさせていく必要がある。

本年策定された「滋賀県行政経営方針2023-2026」においても、チームとして成果を上げ、県庁力最大化を図る方向性が示されており、多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の推進は質の高い人材を確保する上で喫緊の課題であり、教育委員会においては、これまでから時間外勤務の削減と並行して、教員不足の解消に向けた取組も推進されてきた。しかしながら、昨年度の県立学校の時間外在校等時間は一人当たり月平均 37.2 時間となっており、依然として長時間労働の解消には至っていない。教員が教育活動に専念できる状況が達成できるよう、本年3月に策定された「学校における働き方改革取組計画」に基づき、引き続き学校教務の見直しや部活動の負担軽減に向けた取組を推進する必要がある。

教員の多忙化の要因には、教員が担う業務の多さに加え、原則として時間外勤務を命じることができず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給されることを背景に、教員が勤務時間外に業務を行うことに対する責任の所在が不明確な点が挙げられる。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）を根拠とする教員の処遇の在り方については、一義的には国において検討されるべき事項であり、本年 5 月には、文部科学大臣の諮問により中央教育審議会での議論も開始された。その動向も注視しつつ、現行制度の下であっても、校長をはじめとした管理職員が、休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくことが肝要である。

一方で、文部科学省が公表した「教員勤務実態調査（令和 4 年度）の集計（速報値）」では、校長や教頭などマネジメントを行う立場である管理職員の平日の在校等時間が一般の教諭を上回っており、管理職員が職場改善に十分な労力を割く余裕のない状況が伺われる。教育委員会においては、学校の管理職員に対するサポート体制を強化するなど、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを構築する必要がある。

また、人的資源には制約がある中で、学校や教員としての使命感や熱意から求められる役割に精一杯応えようとする中で業務の見直しが進まない側面も考えられる。適切な労働環境の下で学校運営が行われるよう、学校運営協議会などの場も活用し、保護者や地域住民も含めた多様な視点から学校における働き方改革を議論していくことも、県民の理解や協力を得る上で重要な取組である。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、本県では、特定事業主行動計画に基づき、職員が働きやすいと実感できる県庁の実現を目指して取り組まれている。

同計画に掲げる男性職員の育児休業取得率の目標値は 40.0%であり、昨年度の知事部局における取得率は 64.1%（対前年度+17.6 ポイント）と目標値を大きく上回った。これは昨年度の地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正による育児休業の取得条件の緩和に加えて、知事による「男性職員の育児休業 100%宣言」など全庁を挙げた取組の成果と思われる。

任命権者においては、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、引き続き人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要がある。

また、人事院においては、昨年引き続き「公務員人事管理に関する報告」において、フレックスタイム制の見直しについて言及するなど、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組を推進する方針が示された。

本県では、多様で柔軟な働き方として、時差出勤や在宅勤務における勤務時間の割振り変更が実施されているところであり、勤務時間制度の更なる柔軟化を検討するに当たっては、職場の実態を適切に踏まえる必要がある。

(4) 職員の健康確保

本県では、職員の健康を第一に考え、身体、心、心の健康も合わせた総合的でバランスのとれた健康づくりの実現に取り組まれてきたが、昨年度に精神疾患により 30 日以上勤務を離れて療養した職員は知事部局で 78 人と依然として多く、そのうち新たに療養を開始したのは 32 人となっている。

メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な問題であり、管理職員は職員の健康確保に関して安全配慮義務があることを自覚するとともに、周囲の職員も普段と異なる様子が生じていないか互いに目を配るなど、職場全体で早期に対応することが重要である。

また、職員の健康確保のためには、睡眠時間を含む生活時間の確保も重要となることから、本年の人事院勧告では、勤務間インターバルを確保するため、人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和 6 年 4 月の施行を目指すことが示された。

本県でも、知事部局において午後 10 時以降の時間外勤務を原則として禁止するとともに、やむを得ず時間外勤務を実施した場合であっても、翌日に遅出勤務を可能とすることにより勤務間インターバルの確保に配慮することとされている。

しかしながら、必ずしもインターバルの確保状況の把握が十分とは言えないことから、現行制度の運用状況を分析し、国や他の自治体の取組も参考に、効果的な手法を検討する必要がある。

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の尊厳を侵害し勤労意欲を減退させるばかりか、職場の秩序を乱し、県政の効率的な運営を妨げる重大な問題である。

近年の社会情勢の変化により、ハラスメントに対する認識は大きく変化しており、本年 9 月には厚生労働省の「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正され、新たにカスタマーハラスメントが労働災害の認定基準に加えられた。

昨年度、知事部局において実施されたアンケートによると、「ハラスメントを受けていると感じる」と答えた職員が 9.1%あり、また、本委員会が実施している職員からの苦情相談においてもハラスメント関連の相談割合は高く、昨年度は全体の 42.1%を占めている。

ハラスメントを防止するためには、日頃の挨拶やこまめな声掛け等により良好な人間関係を構築するとともに、各種ハラスメントの防止等に関する指針の内容を職員が十分理解し、互いの意見や立場を尊重して行動することが重要である。

知事部局においては、今年度から「上司へのマネジメント・フィードバック」が実施されているが、上司が自分自身について客観的に「気づき」を得ることで、より良好な職場内のコミュニケーション形成に繋がることが期待される。

任命権者においては、相談窓口の周知はもちろん、ハラスメントの発生した状況を適切に把握し、効果的な研修を実施するなど、ハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要である。

4 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、法令を遵守することは勿論のこと、高い倫理観を持って公務を遂行しなければならない。

特に管理職員は、その立場を自覚し、率先垂範して厳正な態度を示すとともに、部下職員に対する指導監督に努めるべきである。

本委員会としてこれらのことを繰り返し求めてきたが、本年に入ってから盗盗やわいせつ行為など公務員倫理に著しく欠ける重大な懲戒処分事案が発生していることは極めて遺憾である。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、研修や折々の通知により綱紀粛正が図られてきたところであり、今後も引き続き再発防止に取り組む必要がある。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たない状況を鑑みれば、他者からの行動の促しによる効果は限定的と言わざるを得ず、職員が自分事として己を省みる姿勢が何よりも求められる。

本委員会としては、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを強く望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するため、月例給および特別給の引上げを行う内容の報告および別記第2の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。
※別表省略

(2) 諸手当

ア 扶養手当については、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、滋賀県職員等の給与等に関する条例第10条第4項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。

イ 医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

ウ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和5年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.6月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(イ) 令和6年6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5875月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1(2)ウ(ア)については同年12月1日から、1(2)ウ(イ)については令和6年4月1日から実施すること。

2 給与改定の概要

令和5年10月16日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」に基づき、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案が、令和5年11月定例県議会に提案され、同年12月21日に可決成立し、同月28日に公布された。

また、在宅勤務等手当に関しては、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案が、令和6年2月定例県議会に提案され、同年3月19日に可決成立し、同月26日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 給料表の改正

令和5年4月の公民較差を解消するため、全ての給料表について給料月額を引上げ

② 諸手当の改正

ア 扶養手当

子に係る手当額を100円引上げ、子一人につき月額10,000円

イ 期末・勤勉手当

(ア) 期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月（再任用職員にあつては0.05月）引上げ

(イ) 令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給月数について、6月期と12月期で平準化

(ウ) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を一般職員と同じ月数とする

ウ 初任給調整手当

(ア) 医師および歯科医師に係る手当額を引上げ

(イ) 獣医師にかかる支給期間を拡大し、手当額の上限を引上げ

エ 在宅勤務等手当

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から新たに在宅勤務等手当を措置し、支給要件を満たした場合に月額3,000円を支給

(2) 実施時期

① 令和5年4月1日：(1) ①、②ア、ウ(ア)

② 令和5年12月1日：(1) ②イ(ア)

③ 令和6年4月1日：(1) ②イ(イ)、(ウ)、ウ(イ)、エ

3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部
給料	21 件	6 件	3 件
諸手当	4 件	1 件	2 件

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例（変則勤務による4週6休）
警察本部 警 察 署	警察官	週休日の特例（変則勤務による4週9休または7休）

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教 員 勤務時間の割振りの特例（学習航海による22時間連続勤務）
	県立学校および市町立小・中学校	教員等 週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例（振替対象期間の延長）
警察本部 本 部 お よ び 警 察 署	警察官	休日勤務時間の振替の特例（休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う）

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 4 月 12 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 5 年 4 月 12 日
警 察 本 部 長	免 職	令 和 5 年 6 月 1 日
警 察 本 部 長	免 職	令 和 5 年 6 月 1 日
警 察 本 部 長	減 給	令 和 5 年 6 月 1 日
知 事	戒 告	令 和 5 年 6 月 14 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 6 月 20 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 6 月 20 日
教 育 委 員 会	戒 告	令 和 5 年 6 月 20 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 6 月 20 日
知 事	免 職	令 和 5 年 8 月 25 日
教 育 委 員 会	免 職	令 和 5 年 10 月 19 日
警 察 本 部 長	戒 告	令 和 5 年 12 月 14 日
知 事	免 職	令 和 6 年 2 月 9 日
知 事	停 職	令 和 6 年 2 月 9 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	令和4年度末 係属件数	令和5年度			令和5年度末 係属件数
		申立件数	審理等回数	終結件数	
服 務	0 件	1 件	2 件	0 件	1 件
そ の 他	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件

2 不利益処分に関する審査請求

不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	令和4年度末 係属件数	令和5年度			令和5年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲 戒 処 分	1 件	1 件	8 回	1 件	1 件
分 限 処 分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関 係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	3	1	6	0	10	1	21

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から令和5年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3
平28. 5. 20	全滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1
平28. 5. 20	滋賀県障害児学校教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平28. 4. 1

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(令和6年3月31日現在)

機 関	職
議会事務局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知事部局 (会計管理局を含む。)	知事公室長、部長、会計管理者、会計管理局长、理事、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、防災危機管理局长、国スポ・障スポ大会局长、子ども・青少年局长、観光振興局长、ここ滋賀推進監、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、地域防災危機管理監、危機管理室長、防災対策室長、原子力防災室長、県民情報室長、財産活用推進室長、びわこポートレース局长、美の魅力発信推進室長、文化財活用推進・新文化館開設準備室長、総務企画室長、競技力向上対策室長、廃棄物対策室長、子ども未来戦略室長、子育て支援室長、家庭支援推進室長、観光企画室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、食のブランド推進室長、みどりの食料戦略室長、農業基盤管理推進室長、交通安全対策室長、広域河川政策室長、流域治水政策室長、河川・港湾室長、参事、副地域防災危機管理監、広域政策・万博推進室長、旅券室長、県民活動・協働推進室長、地域DX連携推進室長、交流推進室長、広報・県民運動室長、競技運営室長、施設調整室長、健康しが企画室長、食の安全推進室長、産業ひとつくり推進室長、シガリズム推進室長、ピワイチ推進室長、近江牛流通対策室長、地域資源活用推進室長、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長、建築指導室長、水源地域対策室長、理事員、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、マーケティングマネージャー、審議員、秘書課、人事課、行政経営推進課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。）、人事課および行政経営推進課の主査、主任主事、主事および会計年度任用職員
教育委員会事務局	理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事および会計年度任用職員（職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。）、教職員課（健康福利室を除く。）の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事、主事および会計年度任用職員、健康福利室の主幹、係長および副主幹（職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。）
選挙管理委員会事務局	事務局长、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事、会計年度任用職員
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局长
内水面漁場管理委員会事務局	事務局长

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長、課長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 福 祉 事 務 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、次長、支所長、家畜検査センター所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、支所長、次長、支所次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 本 部	本部長、副本部長、本部長代理、政策推進課長
公 文 書 館	館長、副館長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長
美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所長
琵 琶 湖 文 化 館	館長、副館長
琵 琶 湖 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	所長、次長、部長、部門長、副部門長、総括研究員
琵 琶 湖 博 物 館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、課長、総括学芸員、課長補佐
流 域 下 水 道 事 務 所	所長、次長
平 和 祈 念 館	所長
衛 生 科 学 セ ン タ ー	所長、副所長、次長
淡 海 学 園	園長、次長
近 江 学 園	園長、副園長、次長
総 合 保 健 専 門 学 校	校長、次長
看 護 専 門 学 校	校長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
工 業 技 術 総 合 セ ン タ ー	所長、次長、信楽窯業技術試験場長
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー	所長、次長
高 等 技 術 専 門 校	校長、校長代理、副校長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
こ こ 滋 賀	所長、副所長
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	所長、次長、農業大学校長、部長、研究企画室長、茶業指導所長、農業大学校副校長、室長補佐
畜 産 技 術 振 興 セ ン タ ー	所長、次長
水 産 試 験 場	場長、次長
交 通 事 故 相 談 所	所長
北 川 水 源 地 域 振 興 事 務 所	所長、次長
中 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
高 等 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
特 別 支 援 学 校	校長、副校長、教頭、事務長
総 合 教 育 セ ン タ ー	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図 書 館	館長、副館長、課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町松尾1256	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	犬上郡多賀町富之尾1586-4	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第 7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により、労働基準法別表第 1 第 11 号、第 12 号および一般官公署に該当する県の事業所(170)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第 1 の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。令和 6 年 3 月 31 日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等。	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3 号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、北川水源地域振興事務所 11	労働基準監督署 29
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎 16	
14号	びわこポートレース局 1	
15号	動物保護管理センター 1	
12号	本庁薬務課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械システム係および金属材料係を除く。）、東北部工業技術センター機械システム係および金属材料係、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（45）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（16）、警察学校 90	人事委員会
一般官公署	本庁（総務事務・厚生課各総務経理係、びわこポートレース局、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、薬務課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。）、総務事務・厚生課各総務経理係（6）、文化芸術振興課美の魅力発信推進室、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護係および女性相談係、彦根子ども家庭相談センター保護係、大津・高島子ども家庭相談センター保護係を除く。）（3）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京本部、公文書館、男女共同参画センター、ここ滋賀、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 80	170
1 号	企業庁浄水課（馬淵浄水場および水口浄水場を除く。）、馬淵浄水場、水口浄水場 3	労働基準監督署 7
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター 3	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。） 1	

備考 1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第 1 に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

合計 206 (人事委 170、労基署 36)

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地公企法」という。）第 39 条第 1 項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。）第 17 条第 1 項の規定により地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 58 条第 5 項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第 5 項および地公企法第 39 条第 1 項の規定により地公法第 58 条第 5 項の適用が除外される単純労務職員（現業職員）および地公法第 4 条第 2 項の規定により地公法の適用を受けない特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

令和5年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

令和6年2月および3月に、5事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。併せて、4所属に対し時間外勤務の実態調査（ヒアリング）を実施した。

①主たる事業内容、②勤務時間・休憩、③時間外勤務の状況、④年次有給休暇の取得状況、⑤産前・産後休暇、育児休業、育児時間、生理休暇、介護休暇・介護時間の状況、⑥育児・介護を行う職員の時間外勤務・深夜勤務の制限の請求状況、⑦妊娠中の女性職員等の勤務軽減等の状況、⑧宿日直勤務の状況、⑨施設および設備、⑩安全衛生管理体制、⑪健康診断、⑫事故および労働災害、⑬安全管理

また、実地調査を行わない157事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に、次の項目について書面による調査を実施した。

①時間外勤務の実績、②長時間労働者への医師による面接指導の状況、③宿日直勤務の状況、④安全衛生管理体制、⑤事故および労働災害、⑥安全管理

(2) 時間外・休日労働に関する協定（36協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第12号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、令和4年度において36協定を締結し、人事委員会への届出を行っている89事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

①1日の時間外勤務における遵守状況
 ②1か月の時間外勤務における遵守状況
 ③1年の時間外勤務における遵守状況
 ④複数月の時間外勤務（2～6か月平均）における遵守状況
 ⑤週休日・休日の勤務における遵守状況

(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

令和5年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、9か所（ボイラー6基、第一種圧力容器7基）である。令和5年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	6	7

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（令和6年3月31日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	令5. 7. 1～令6. 6. 30	
びわ湖材流通推進課 普及指導係		1	令元. 4. 1～令3. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		令5. 7. 1～令6. 6. 30	
瀬田工業高等学校		1	平8. 12. 1～平9. 11. 30	休止中
長浜農業高等学校		2	令5. 4. 1～令6. 3. 31	一機休止中
八日市南高等学校		1	令5. 7. 1～令6. 6. 30	
聾 話 学 校	1		令5. 8. 28～令6. 8. 27	
北大津養護学校	1		令5. 9. 1～令6. 8. 31	
三雲養護学校	3		令5. 5. 1～令6. 4. 30	
9 事 業 所	6	7		

人事委員会年報（令和5年度）

発行年月	令和6年11月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453